

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第32号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
附則別表（附則第2項関係）			附則別表（附則第2項関係）		
職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	[略]		円	[略]
1年未満	<u>35,600</u>		1年未満	<u>35,800</u>	
1年以上2年未満	<u>35,600</u>		1年以上2年未満	<u>35,800</u>	
2年以上3年未満	<u>35,600</u>		2年以上3年未満	<u>35,800</u>	
3年以上4年未満	<u>35,600</u>		3年以上4年未満	<u>35,800</u>	
4年以上5年未満	<u>35,600</u>		4年以上5年未満	<u>35,800</u>	
5年以上6年未満	<u>35,600</u>		5年以上6年未満	<u>35,800</u>	
6年以上7年未満	<u>34,300</u>		6年以上7年未満	<u>34,500</u>	
7年以上8年未満	<u>33,000</u>		7年以上8年未満	<u>33,300</u>	
8年以上9年未満	<u>31,800</u>		8年以上9年未満	<u>32,000</u>	
9年以上10年未満	<u>30,500</u>		9年以上10年未満	<u>30,700</u>	
10年以上11年未満	<u>29,300</u>		10年以上11年未満	<u>29,500</u>	
11年以上12年未満	<u>28,000</u>		11年以上12年未満	<u>28,200</u>	
12年以上13年未満	<u>26,700</u>		12年以上13年未満	<u>27,000</u>	
13年以上14年未満	<u>25,500</u>		13年以上14年未満	<u>25,700</u>	
14年以上15年未満	<u>24,500</u>		14年以上15年未満	<u>24,700</u>	
15年以上16年未満	<u>23,500</u>		15年以上16年未満	<u>23,700</u>	
16年以上17年未満	<u>22,500</u>		16年以上17年未満	<u>22,800</u>	
17年以上18年未満	<u>21,600</u>		17年以上18年未満	<u>21,800</u>	
18年以上19年未満	<u>20,600</u>		18年以上19年未満	<u>20,800</u>	
19年以上20年未満	<u>19,600</u>		19年以上20年未満	<u>19,800</u>	
20年以上21年未満	<u>18,600</u>		20年以上21年未満	<u>18,800</u>	
21年以上22年未満	<u>18,200</u>		21年以上22年未満	<u>18,400</u>	
22年以上23年未満	<u>17,800</u>		22年以上23年未満	<u>18,000</u>	
23年以上24年未満	<u>17,100</u>		23年以上24年未満	<u>17,300</u>	
24年以上25年未満	<u>16,700</u>		24年以上25年未満	<u>16,900</u>	
25年以上26年未満	<u>16,200</u>		25年以上26年未満	<u>16,500</u>	
26年以上27年未満	<u>15,800</u>		26年以上27年未満	<u>16,000</u>	
27年以上28年未満	<u>15,400</u>		27年以上28年未満	<u>15,600</u>	

28年以上29年未満	<u>14,800</u>	28年以上29年未満	<u>15,100</u>
29年以上30年未満	<u>14,600</u>	29年以上30年未満	<u>14,800</u>
30年以上31年未満	<u>14,400</u>	30年以上31年未満	<u>14,600</u>
31年以上32年未満	<u>13,900</u>	31年以上32年未満	<u>14,100</u>
32年以上33年未満	<u>13,300</u>	32年以上33年未満	<u>13,500</u>
33年以上34年未満	<u>12,700</u>	33年以上34年未満	<u>12,900</u>
34年以上35年未満	<u>12,200</u>	34年以上35年未満	<u>12,400</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	47,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	44,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	41,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	38,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	32,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	29,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	26,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	23,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	20,000
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	17,000
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	14,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	11,000
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	8,000
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	

25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。